

2011

5 月号 No. 276

員

**の** 

様

〒976-0042 福島県相馬市中村字桜ヶ丘71 TEL (0244) 36-3171 FAX (0244) 36-3184 発行所 相馬商工会議所 ホームページ http://www.somacci.com e-mail info@somacci.com

商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

害とさらに放射能による よる先行きの見えない被 観測史上最大級の地震 様には健康に留意され 態に陥っておりますが、 評被害など、 し上げます。 加えて原発事故に 未曾有の

願い申し上げ、

お見舞

挨拶とさせていただき

今後とも格別のご理解と 当会議所の活動について、

ご支援を賜りますようお

給など、 により、 にご尽力頂きましたこと、 発生直後から大変混乱し いる中、 会員 様に謹んで心から の皆様には、 し上げます。 市民生活の確保 被災されました 生活物資の供 東日 本大震災 震災

相談に応じておりますのたった再建に向けてのご

馬 商 工 会 議 頭 所 荒 宏

美

相

け尽力してまいりたいと刻も早い復興の実現に向害を受けられた皆様の一 考えております。 特別相談窓口」を設置し、 け尽力してまいり 資金繰りや経営全般にわ 越え復興できますよう、 つきましては、 困難 商 工会議所では、 日も早く乗 たい

### 仮設施設(店舗・事務所・工場)の利用希望者を募集します。

このたび中小機構から、東日本大震災により被災された中小企業者等が入居し事業活動を再開するため の仮設施設(店舗・事務所・工場)を整備して貸与する制度の案内がありました。

つきましては、今回被災され事業活動を再開希望の事業所は、相馬商工会議所までお申込・又は詳細に ついてお問い合わせ下さい。

また、近日中に説明会を予定しています。

あらためて心から

御

礼を

上げます。

なお、

会員の

皆様には

だきますようご案内申

お気軽にご相

談いた





(参考) 仮設店舗、仮設工場等・外観イメージ

●問い合せ先 相馬商工会議所 中小企業相談所 相馬市中村字桜ヶ丘71 TEL 36-3171 FAX 36-3184

平成23年5月16日(月)

### 災害特別 個別相談会

### ●金融·経営相談

融資、資金繰り、税務、経営等について当所経営指導 員が随時相談に応じます。

時間:午前9時~午後5時

(土・日・祝祭日を除く平日) 場所:相馬商工会議所 1Fサロン室

### ●労務相談

●募集期限

雇用保険失業給付、労働保険、社会保険、雇用調整助 成金等について社会保険労務士が相談に応じます。

日時: ①5月12日休 ②5月19日休 ③5月26日休

午前10時~午後3時

場所:相馬商工会議所 2 F会議室

※予約なしでも相談できますが、事前にお申込ください。

相馬商工会議所中小企業相談所 ●問合せ先 20244 - 36 - 3171

# INFORMATION

# 相馬商工会議所からのお知らせ

# **商工会議所共済制度** こ加入の皆様へ

頂いている契約者様それぞれにはがきによ ①災害保険金等の全額支払い(従来の規定 サービスセンターまでお問合せ願います。 りご案内をしております。手続き等のお問 います。更に詳細につきましては、ご加入 を支援するために以下の特別取り扱いを行 合せにつきましては、アクサ生命カスタマー 支払いします。) この度の震災により被災されたご契約者 を適用せず、災害死亡保険金等を全額お

②保険料払い込み猶予期間の延長(被災に その払い込みを6ヶ月まで猶予延長しま より保険料の払い込みが困難な場合は、

④契約者貸付の利率引下げによる利息減免 ③保険金、 の一部を省略させていただくなど、迅速 速なお支払い(お手続きの際、 なお支払いに努めます。) 支払い(お手続きの際、必要書類(給付金、契約者貸付金の簡易迅

ご確認ください。) る場合に特別利率を適用いたします。た だし、対応できない制度もありますので について(新規に契約者貸付を受けられ

## お問合せ先

●受付時間 「祝日・年末年始を除く) 月~金午前9時~午後5時

# 融

金

災

害復旧貸付

業局から受けた方等(間接被害) 被害を受けた方の事業活動に相当程度依存 の他これらに準ずる損害を受けた旨の証明 中小企業者及び中小企業団体(事業協同 ている等で、当該事実に係る証明を経済産 しているため、自らの売上が大幅に減少し を市町村等から受けた方(直接被害)及び について、全壊、流失、半壊、床上浸水そ 合等)で、事業所または主要な事業用資産 東日本大震災により被害を受けた全国

②利率引き下げ適用の限度額 ①利率 融資後3年間は、基準利率から0.9 %を基本として引き下げ (「災害復旧

1千万円 中小企業団体(事業協同組合 等)の場合は3千万円 貸付」の融資限度額の内枠)

③利率引き下げの適用期間

遡って適用されます。 を受けた方についても、融資実行日まで ついて融資後3年間※既に災害復旧貸付 日までに「災害復旧貸付」を受ける方に 平成23年3月11日※から平成23年9月11

●問合せ先 日本政策金融公庫 3024 - 523 - 2341福島支店

## セ ーフティネット貸付

利率引き下げの措置等を実施します。 により、中小・小規模企業の皆さまの経営 を拡充し、一定の要件に該当する方には、 環境の悪化が懸念されることから、本制度 響や福島県の原発問題に伴う風評被害など 東日本大震災に端を発した計画停電の影 利率引き下げ措置(4月1日~9月30日)

### 雇 用

### 災害時における 雇用保険の特例措 置

給することができます。 とも失業給付(雇用保険の基本手当)を受 ない方については、実際に離職していなく を余儀なくされ、賃金を受けることができ 事業所が災害を受けたことにより、 休業

場合であっても、失業給付を受給できます。 災害により事業を休止・廃止したために、 は、事業再開後の再雇用が予定されている 時的に離職を余儀なくされた方について 災害救助法の指定地域にある事業所が、

### 雇用調 整助成 金

割)を助成する制度です。 業手当相当額等の一部(中小企業で原則8 業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、 助成金を含む)は、経済上の理由により事 休業等を行った場合、当該休業等に係る休 従業員の雇用を維持するために、一時的に 雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定

う、支給要件の緩和も行っています。 む事業主の皆様をより迅速に支援できるよ に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小 す。また、この場合、雇用の維持に取り組 した場合についても利用することができま ●問合せ先 本助成金は、東北地方太平洋沖地震被害 ハローワーク相馬

# 税務申告

間は基準利率から最大で0.5%を引き下げ

定の要件に該当する方は、融資後3年

問合せ先

日本政策金融公庫 福島支店

**3**024-523-2341

城県、 れることとなります。なお、申告等の期限 23年3月11日以後に到来する申告等の期限 ては、東北地方太平洋沖地震がおきた平成 被災者の状況に十分配慮して検討していく をいつまで延長するかについては、 が、全ての税目について、自動的に延長さ とのことです。 当面の対応として、青森県、岩手県、 福島県、茨城県の納税者につきまし 今後、

問合せ先 相馬税務署

# 中小企業基盤整備

利子を当面12カ月間は免除 また、 付の償還期日を過ぎた場合に発生する延滞 済契約者の共済金の支払いを円滑にするた を当面6カ月延長するとともに、契約者貸 | 被災共済契約者に対し、掛金の納付期 | | 小規模企業共済制度 | 手続きを迅速化 被災共

## 倒 産防止共済制度 (経営セーフティ共済)

ることとし、 付金の償還期限について当面6カ月延長 について当面6カ月延長するとともに、貸被災共済契約者に対し、掛金の納付期限 延長期間に係る延滞利子を免 す

●問合せ先 中小企業基盤整備機構 0120 - 557266